

広見地区センター太陽光発電設備導入事業 仕様書

1. 目的

可児市（以下、「市」という。）では、令和4年7月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を進めている。

本事業は、PPA方式による広見地区センターへの太陽光発電設備（以下、「設備」という）の導入により、市の率先行動を可視化し、市域の再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

2. 事業内容

(ア)事業概要

- ① 事業者は、市の示す候補施設（別紙1）に対して次の事項を行う。
 1. 「現地調査」
 2. 「構造調査」
 3. 「設備容量検討」
- ② 事業者は、設備設置が可能な施設の提供を受け、設備を導入する。
- ③ 設備設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復する。
- ④ 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。
- ⑤ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。
- ⑥ 設備に異常もしくは故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。
- ⑦ 運転期間終了後は、事業者は設備を撤去する。ただし、事前に市から期間の延長の希望があった場合は、事業者は市と協議の上、期間の延長ができるものとする。
- ⑧ 撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- ⑨ 設備の設置を完了し、電力供給を開始する時期は、原則として令和9年度とする。
- ⑩ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については市と協議のうえ決定する。
- ⑪ 国補助事業を活用する場合は、事業者負担にて申請等業務を行う。

(イ)事業期間等

運転期間は、原則として運転開始日から20年間とする。運転開始日は市と協議の上で決定する。

※なお、国補助を活用した事業については、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とする。

(ウ)事業費用

- ① 市は、施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を発電事業者を支払う。

- ② 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測する。
- ③ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- ④ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- ⑤ 契約単価には、各種手続き、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。
- ⑥ 契約単価は、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すものとする。

契約単価は、市が入札等により調達する小売電気事業者との契約価格（以下、「契約価格」という。）と同等以下とすることを基本とする。なお、今後の社会経済状況の変化に伴い、契約価格と契約単価が同等となる場合においては、契約単価の改定を協議するものとする。

また、市は、契約期間中の税率および規制変更や事業者の責とならない事由の場合、契約単価の協議変更に応じるものとする。
- ⑦ 施設の契約単価については、上限を設定する。上限単価については、参加表明書を提出した者に対し通知する。
- ⑧ 国補助事業を最大限活用し、契約単価のコストダウンに努める。

(エ)事業内容

- ① 現地調査
 - ・候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、太陽光発電設備の設置場所等の施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。
- ② 設備容量検討
(太陽光発電設備の容量)
 - ・太陽光発電設備の容量は、対象施設に適切な容量とすること。
 - ・太陽光発電設備により発電した電力は、最大限自家消費できるように努めること。
- ③ 構造調査
 - ・建物に設備を設置する際は、設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことの根拠資料を提出すること。
 - ・建物に設備を設置する場合は、太陽光発電設備の設置に係る課題を施設管理者と協議の上で調査すること。
 - ・候補施設において、太陽光発電設備が設置可能な場所は、屋上、屋根又はカーポートとする。
 - ・建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 86 条第 3 項に基づく垂直積雪量は 0.3m とすること。
 - ・台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。
- ④ 各種関係手続き

- ・事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続きを行った上で、結果を市に提出すること。
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。当該書類は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士により確認されたことを証するものであること。ただし、建築基準法第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物に該当する場合は構造設計一級建築士に、階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物に該当する場合は設備設計一級建築士に、原則確認を求め証すること。
- ・市が結果を確認し、設備設置可能と判断した施設のみ、行政財産目的外使用許可を申請すること。
- ・各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備に係る建築基準法の高さ制限の規制については十分留意すること。
- ・ソーラーカーポート型を設置する場合には、事業者が建築確認申請等の手続きを行うこと。

（オ）設置の基本的条件

- ・発電設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、建物の防水機能に影響が無いよう施工すること。また、発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任で必要な措置を取ること。
- ・事業者が施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、使用に伴う施設使用料等は全額免除（原則 20 年間）とする。
- ・事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・ソーラーカーポート型の発電設備を設置する場合には、設置場所を引き続き駐車場として使用できるよう、必要な整備を行う。また、原則、駐車台数の減少が無いようにすること。
- ・事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」について「別紙 2」のとおりとする。また、これに定めないものは協議により決定する。
- ・市は、事業者が施設提供条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことができる。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には修復すること。
- ・事業実施中に、市による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- ・事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復すること。
- ・事業期間中に当該公共施設の移譲や売却などを行う場合は、PPA 事業の継続を条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の公共施設を提示し、市が移

設費用の全部又は一部を負担する。

(カ) その他の条件

① 工事の仕様（基本）

- ・ 工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

〔仕様書〕 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- ・ 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、建築基準法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）、廃棄物及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守するものとする。
- ・ 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。確認結果を市に報告すること。
- ・ 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- ・ 太陽光発電設備は J E T 認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

② 工事の条件

1. 配慮事項・安全対策・停電

- ・ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ・ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等を市に提出し、確認を受けること。
- ・ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ・ 施工にあたり、市の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- ・ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。
- ・ 事業期間中、市職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立ち入りに支障が生じないようにすること。
- ・ 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。設備、配管・配線には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものが分かるような表示を行う

こと。

- ・設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ・下請け業者又は協力業者の選定に当たっては、市内業者を優先することとし、事業者が行う業務における市内業者の活用について記載すること。
- ・工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

2. 報告・保安・点検・災害対応等

- ・工事完成時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面のデータ形式）については、市と協議の上、提出すること。
- ・市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気保安技術者に連絡の上修理を行うこと。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は、原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ・施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、配置すること。
- ・事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

3. その他

- ・事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ・事業者は、国補助事業を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。
- ・市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返却しなければならない。
- ・事業者は業務上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ・本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであって

も実施するものとする。

- ・事業者は設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年度市に報告し、市はそれを確認する。
- ・その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

③ 事業の継続が困難となった場合の措置

- ・事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難な見込みとなった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、事業者が賠償するものとする。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく当事業を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
- ・災害、その他不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業の継続の可否について協議するものとする。それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

別紙 1 候補施設一覧

No.	施設名	竣工年	建築面積	延べ床面積	最高高さ	階数	建築物構造	地域防災拠点・避難所等該当	最終防水工事年度	改築予定	用途地域等	備考
1	広見地区センターゆとりピア (広見 7-77)	平成 2 年	2931.83 ㎡	3843.73 ㎡	17.3 5m	2	RC・S	第 1 次指定避難所	令和 5 年	令和 25 年度	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200%	・太陽光発電設備あり ・蓄電池あり

別紙 2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			可児市	事業者
共通	募集要項の誤り	提案説明書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	—
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	—	○
	第三者賠償	太陽光発電設備及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	—	○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	—	○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	—	○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	—	○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	—	○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	—
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	—	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの	—	○
	瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任	—	○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動	—	○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担	—	○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	—	○
建設段階	物価	物価変動	—	○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	—	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延	—	○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	—	○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	—	○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	—
	金利	市中金利の変動	—	○
維持	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	—

管 理 関連	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	—	○
	天候不良	天候不良による発電量の減少	—	○
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷	—	○
		設備に起因する市施設への障害	—	○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	—
保 障 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	—	○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害	—	○